

German Newsletter

Japan Business Services

Issue 3 | July 2020

概要

- I. 2020 年中に成立した法改正
- II. 立法手続き中の法改正

ドイツ最新情報

- I. 2020 年中に成立した法改正の概要一覧(2020 年 7 月 1 日現在)

法律名	官報公布日／概要
1. 第 2 次コロナ支援法 (Zweites Corona-Steuerhilfegesetz – 2. Corona-StHG)	2020 年 6 月 30 日
損失の繰戻控除限度額の拡大	<ul style="list-style-type: none">▶ 百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は 2 百万ユーロ)から 5 百万ユーロ(夫婦合算申告の場合は 1 千万ユーロ)まで引上げ▶ 手続きについての詳細は、EY ドイツニュースレター号外(2020 年 6 月号)を参照ください
VAT 税率の引下げ	<ul style="list-style-type: none">▶ 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間、一般税率が 19% から 16% に、軽減税率が 7% から 5% に時限的に引下げ
輸入 VAT 納付期限の繰延べ	<ul style="list-style-type: none">▶ 輸入 VAT の納付期限の輸入月の翌々月 26 日までの繰延べ▶ 関税上の繰延勘定(Aufschubkonto)を利用している企業のみが対象

定率法による減価償却	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年1月1日以降2021年12月31日までの間に取得または製造された有形固定資産のうち動産については、定額法に代わって、残存簿価に対する定率での償却が可能 ▶ 定率法による償却率は最高25%で、定額法による償却額の2.5倍が償却限度額とされる
カンパニーカー課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ カンパニーカーとして利用される電気自動車に対する優遇課税の適用対象となる車両価格上限の4万ユーロから6万ユーロへの引上げ ▶ 2020年1月1日に遡及して適用開始
営業税上の加算処理に際しての加算免除限度額の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業税上の(利息およびリース料等に含まれる見なし利息分の)加算額の計算に際して適用される免除限度額の、現行10万ユーロから20万ユーロへの引上げ。 ▶ 2020年課税年度から恒久的に適用
事業所得に対する所得税算定に際しての(営業税の軽減措置としての)乗数の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 営業税課税ベースの3.8倍から4.0倍への恒久的な引上げ
税務上の研究開発助成金のための算定基準の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 助成対象となる研究開発費用について、助成金算定基準限度額の2百万ユーロから4百万ユーロへの倍増 ▶ 2020年1月1日から2026年6月30日までの間に発生する研究開発費用が対象
所得税法第6b条(買替準備金)の再投資期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再投資期限の一年延長 ▶ 2020年3月1日以降2020年12月31日までの間に終了する事業年度末時点で残存する再投資準備金が対象
所得税法第7g条の投資期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2017年1月1日以降2017年12月31日までの間に終了する事業年度に行使された(将来の固定資産取得/製造のための)投資積立金控除の取崩期限の一年(事業年度が暦年の場合2020年事業年度から2021年事業年度への延長)
児童手当特別給付金(Kinderbonus)および一人親世帯に対する負担軽減控除額	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年中少なくとも一カ月の児童手当(Kinder-geld)受給要件が満たされている子女一人当たり300ユーロの一時給付金(Kinderbonus)の支給 ▶ Kinderbonusは児童手当の一部として、所得税上の課税所得の計算において考慮される子女控除額と相殺 ▶ 一人親世帯に対する負担軽減控除額の1,908ユーロから4,008ユーロへの引上げ
公訴時効期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 絶対的公訴時効期限が25年に延長 ▶ 脱税のケースにおいて未履行であるが時効が到来した租税請求権について、刑法典第73条に基づく徴収執行の可能性
2. コロナ支援法 (Corona-Steuerhilfegesetz – Corona-StHG)	2020年6月29日
飲食店売上に対する軽減税率での課税	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年7月1日から2021年6月30日までの期間に提供されるレストランおよび食事提供役務に適用 ▶ 飲料は軽減税率の対象外

VAT 法第 2b 条の適用に際しての移行期間規定の延長	▶ VAT 法第 2b 条(公法上の法人の取扱いに関する規定)の適用に際しての移行期間規定の 2022 年末までの延長
新型コロナウイルス特別支給金の非課税措置	▶ 2020 年 3 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの間に新型コロナウイルス危機対策として被雇用者に支給された助成金および補助金について 1,500 ユーロを上限として非課税とするとして 2020 年 4 月 9 日付連邦財務省通達の法制化
時短操業手当支給に際しての雇用者による追加手当の非課税措置	▶ 時短操業手当と雇用者手当の合計が、契約上の給与と実際に支給された給与の差額の 80%に達するまでを上限とした非課税措置
組織再編に際しての税務上の遡及期間	▶ 2020 年中に行われる組織再編については税務上の最終貸借対照表の遡及期間が 8 カ月から 12 カ月に延長
伝染保護法 (Infektionsschutz-gesetz: IfSG) 第 56 条第 1a 項に基づく公的給与補償金の対象拡大	▶ 公的給与補償金の対象が、身体障害者の介護、事業所の休業に伴う所得減少のケースにも拡大 ▶ 支給対象期間が最長 10 週間(一人親世帯の養育義務者については最長 20 週間)まで延長
クロスボーダーのタックスプランニングに関する通知期限の延長に関する権限付与	▶ EU 委員会により提案された通知期限の延長は、(立法手続きによらず)連邦財務省通達を通じての早期実施が可能
3. 税務上の法令改正のための第 5 次法令 (5. MantelVO)	2020 年 6 月 29 日
営業税施行令の改正	▶ 営業税上の財務費用(利息)の加算処理対象となる優遇措置の対象となる金融機関の制限
その他の法令の改正	▶ 特定の非課税支給手当については(従業員ごとの)給与勘定上の記録を不要とする簡便的取扱い(賃金税施行令) ▶ 国境税関で作成された電子的な輸出領収書も輸出証明書として認められる(VAT 施行令)
4. 新型コロナウイルス支援パッケージ (Corona-Maßnahmenpaket)	2020 年 3 月 27 日
緊急立法手続きによる税務以外の新型コロナウイルス危機対策	▶ 民法、倒産法および刑事訴訟手続法における COVID-19(新型コロナウイルス)パンデミックの影響を緩和するための法律 ▶ 経済安定化基金(Wirtschaftsstabilisierungsfonds:WSF) ▶ 時短操業手当に関する命令(Kurzarbeitergeldverordnung) ▶ 中小企業および個人事業者に対する緊急支援措置 (Soforthilfe für Kleinunternehmen und Soloselbständige) ▶ 2020 年連邦補正予算 ▶ 企業および事業に対する保護 (Schutzschild für Unternehmen und Betriebe) ▶ 医療機関軽減法(Krankenhausentlastungsgesetz) ▶ 感染保護法 (Infektionsschutzgesetz) の改正

連邦および連邦各州による税務上の行政措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 納税債務の無利子納付猶予、予納額の引下げ、執行措置対象からの除外(2020年3月19日付連邦財務省通達) ▶ 営業税上の課税標準の引下げ(2020年3月19日付連邦各州共通通達) ▶ 質疑応答集“Corona”(2020年4月1日付通達) ▶ 新型コロナウイルス危機の影響を受けた納税者に対する支援を促進するための税務上の措置(2020年4月9日付連邦財務省通達) ▶ 新型コロナウイルス危機による被雇用者の追加負担の軽減;助成金および補助金の非課税措置(2020年4月9日付連邦財務省通達) ▶ COVID-19 パンデミックによる経済的な影響に対応した投資税法上の措置(2020年4月9日付連邦財務省通達) ▶ 越境通勤者に関する相手国との合意(2020年4月6日、4月8日および4月16日付連邦財務省通達) ▶ 2019年課税年度の納付済み予納額の一括引下げ(2020年4月19日付連邦財務省通達)
----------------------	---

2. 立法手続き中の法改正の概要一覧(2020年7月1日現在)

法律名	立法手続きの状況/概要
1. 第7次車両税改正法 (Siebtes Kraftfahrzeugsteuer-Änderungsgesetz -7. KraftStÄndG)	2020年6月12日付政法案
二酸化炭素(CO2)排出量を基準とする車両税税率	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6段階のCO2排出量を基準とする車両税税率の導入 ▶ 交通法上のCO2検査値に対して1g/kmあたり2ユーロから4ユーロの間で算定される指数関数的累進税率での課税 ▶ 2021年1月1日新車登録分から適用
電気自動車に対する免税措置の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10年間の車両税免除の対象となる電気自動車の新車登録期間が2025年12月31日登録分まで延長されます。 ▶ 車両税免除の期間は最長で2030年12月31日までに制限
その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年6月12日以降2024年12月31日までの間に新車登録されるCO2検査値95g/km以下の低排出量の内燃機関型車両(ガソリン車、ディーゼル車)に対する最長5年間にわたる30ユーロの車両税減免措置
2. ATAD 導入法 (ATAD-Umsetzungsgesetz-ATAD-UmsG)	2020年3月24日付財務省法案
第2次租税回避防止指令(ATAD2)の国内法への導入;特にハイブリッドストラクチャリングに際しての課税不均衡の防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶ (ハイブリッドストラクチャリングを通じた)課税不均衡がある場合の費用の損金算入制限 ▶ 租税条約に基づく課税免除に際しての費用の損金算入の否認措置の拡大(トリーティオーバーライド)

	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国外事業資産の国内持込および国内事業資産の国外持出規定の拡大 ▶ 国内事業資産の国外持出に際しての分割納税
加算課税制度の(CFC ルール)の改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内支配者コンセプト ▶ 能動的経済活動例の変更 ▶ 加算課税額の(実際の配当時における)減額処理 ▶ 低税率国基準は引き続き 25%
出口課税の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ EU/EEA 加盟国への移転に際してのみなし課税額の無利子・無期限の納税猶予措置の撤廃 ▶ 無制限納税義務期間の 10 年から 7 年への短縮 ▶ 移転前 12 年間の“観察期間”の導入
移転価格原則の変更	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 独立企業原則の変更 ▶ 金融取引における移転価格 ▶ 価格調整条項 ▶ 移転価格文書
3. 2016 年 11 月 24 日付多国間協定に関する法律 (Gesetz zu dem Mehrseitigen Übereinkommen vom 24.11.2016 – MLI-UmsG)	2020 年 5 月 27 日付政府法案
個々の租税条約における多国間協定の適用範囲	▶ 14 の租税条約に適用(いわゆる「Covered Tax Agreement-CTA」)
協定の対象となる租税条約の目的	▶ 該当する租税条約序文の補足
条約濫用の防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要目的テスト(Principal Purpose Test-PPT)の導入 ▶ 特典制限規定(Limitation of Benefits-LOB)の不採用
相互協議手続き	▶ 相互協議手続きが条約当事国間の租税上の対立に際しての紛争解決手続きの最低標準
対応的修正	▶ 特定の移転価格事案における片務的な対応的修正
4. 保険税法近代化法 (Versicherungsteuerrechtsmodernisierungsgesetz-VersStRModG)	2020 年 5 月 20 日付政府法案
EAA 加盟国との関連におけるドイツ国内法上の課税権に関する新規定	▶ 保険会社の住所、滞在场所または所在地に関わらない、保険リスク課税
(デジタル化および気候変動が保険税法に与える影響を考慮するための)その他の改正	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2022 年 1 月 1 日以降原則的に電子的方法による保険税申告の義務付け ▶ “干ばつ”を保険対象リスクに追加 ▶ ロイズ保険組合の認定エージェンの保証義務の導入
5. 消費税および航空税の申告に関する施行令 (Verbrauchs- und Luftverkehrsteuer-Übermittlungsverordnung – VerStDÜV)	2020 年 2 月 3 日付財務省法案
消費税および航空税申告データの電子送信に関する施行令	▶ 特に、税務申告書およびその他の課税手続きに必要なデータの包括的な電子送信を可能とするための法的枠組みの創出

6. 不動産取得税の改正のための法律 (Gesetz zur Änderung des Grunderwerbsteuergesetzes)	2019年10月14日の連邦議会公開ヒアリング
シェアディールに関する新規定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資本金会社に対する新たな不動産取得税対象事実要件 ▶ 出資持分変動要件の95%から90%への引下げ ▶ 保有期限の5年から10年(不動産取得税法第1条2a項のケース)または5年から15年(第5条、第6条のケース)への延長 ▶ 詳細な移行規定
連邦参議院による見解および反対意見	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場条項の導入(同意) ▶ グループ条項の拡大(検討に同意) ▶ 移行規定の修正(検討に同意)
2020年半ばに手続き再開	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 出資持分変動要件の95%から75%への更なる引下げ ▶ 上場条項の導入

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

久保川 智広

Phone +49 6196 996 24152
Fax +49 6196 8024 24152 (Notes FAX)
tomohiro.kubokawa@de.ey.com

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 6196 8024 13461 (Notes FAX)
kenji.umeda@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

英 正樹

Phone +49 89 14331 21366
Fax +49 6196 8024 21366 (Notes FAX)
masaki.hanabusa@de.ey.com

Disclaimer

- ▶ By nature, the information made available can neither be exhaustive nor tailored to the specific needs of an individual case. It does not constitute advice, any other form of legally binding information or a legally binding proposal on our part.
- ▶ This presentation reflects our interpretation of the applicable tax laws and regulations, the corresponding court rulings and the official statements issued by the tax authorities.
- ▶ This presentation is based on the law as of the date of this presentation. In the course of time, tax laws, administrative instructions, their interpretation and court rulings may change. Such changes may affect the validity of this presentation.
- ▶ We are not obliged to draw your attention to changes in the legal assessment of issues dealt with by us in this presentation.
- ▶ We assume no warranty or guarantee for the accuracy or completeness of the contents of this presentation. To the extent legally possible, we do not assume any liability for any action or omission that you have based solely on this presentation. This also applies should the information prove to be imprecise or inaccurate.
- ▶ This presentation and the handout are not a substitute for qualified tax advice.

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights Individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2020 EYGM Limited.
All Rights Reserved.

ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.